

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

告示	○県営土地改良事業の工事が完了した件	三三
告示	○基本測量の実施について通知があった件	三三
告示	○建設業法による処分をした件	三三
告示	○福島海区漁業調整委員会	三三
告示	○いかつり漁業について指示する件	三三
告示	正 誤	三三
告示	○平成二十一年一月三十日付け定例第二千五百一十号中	三四
告示	○平成二十一年三月三十一日付け定例第二千六百八十八号中	三四
告示	○平成二十一年四月二十一日付け定例第二千七百七十四号中	三四
告示	○随意契約の相手方を決定した件	三三
告示	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	三三
告示	○毒物劇物取扱者試験を実施する件	三三
告示	○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	三三
告示	○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	三三

## 告 示

### 福島県告示第三百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十一年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道矢吹小野線	石川郡玉川村大字南須釜字行人塚六八番二	平成二十二年五月

地先から  
同 郡同 村大字南須釜字北ノ宿一三番一  
地先まで

一九日

(道路計画課)

## 公 告

### 公告第270号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける平成21年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成21年5月19日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成21年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務一式  
福島県総務部市町村総室市町村行政課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 2 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年3月30日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所  
財団法人地方自治情報センター 東京都千代田区一番町25番地
- 4 随意契約に係る契約金額  
60,483,679円
- 5 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当
- 6 (市町村行政課)

### 公告第二百七十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年五月十九日

福島県知事 佐藤雄平

申請のあった年月日

- 平成二十一年五月八日
- 二 名称
- 三 特定非営利活動法人韓日文化交流を計る会
- 四 代表者の氏名
- 五 村田 秀一
- 六 主たる事務所の所在地
- 七 福島県郡山市下亀田四番八サトービル二〇一号
- 八 定款に記載された目的
- 九 この法人は、日本国内及び韓国内において相互の文化、芸能、スポーツ等イベントの開催に関する事業を行い、人、物の交流によって国際交流地域活性化に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百七十二号

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号) 第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成二十一年五月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 試験期日等

平成二十一年八月五日(水) 午後一時三十分開始

二 試験場所

郡山市富田町字三角堂三十一番一 奥羽大学 第二講義棟

三 受験手続

受験希望者は、平成二十一年五月二十五日(月) から同年六月十五日(月) まで(土曜日及び日曜日を除く。)に受験願書に必要書類を添えて最寄りの福島県保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所(県外居住者にあつては、福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課)に提出すること。

四 受験手数料

一万五百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること(消印はしないこと)。

五 その他

試験の詳細は、福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課、最寄りの福島県保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所に問い合わせること。

(薬 務 課)

公告第二百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があつた。

平成二十一年五月十九日

土地改良区の名称  
駒形土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 鈴木 源江

喜多方市塩川町窪字館一一六〇番地

同 物江 隆夫

市塩川町五合字中屋敷乙三〇七番地

同 小林 富男

市塩川町五合字金森甲五六七番地

同 高松 文也

市塩川町窪字下窪五〇番地

同 小林 博行

市塩川町中屋沢字田中乙三一二番地

同 今井 至

市塩川町金橋字江添九一四番地

同 平塚 宗義

市塩川町中屋沢字深沢甲四〇番地

同 田沢 正人

市塩川町常世字上村九二六番地

同 遠藤 恒雄

市塩川町常世字西町六九五番地

同 山田 勉

市塩川町金橋字三橋七番地

同 大川原春夫

市塩川町中屋沢字竹屋丙四九番地

同 尾崎 良雄

市塩川町金橋字館ノ内二五一五番地三

(農村計画課)

公告第二百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。

平成二十一年五月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

只見町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 小沼 昇

南会津郡只見町大字黒谷字町四八二番地

同 飯塚 春夫

郡同 町大字大倉字中地一七八六番地一

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 佐藤 孝輝

南会津郡只見町大字小林字下照岡四七五番地

(農村計画課)

公告第二百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により、三和地区に係る県営中山間地域総合整備事業の工事は、平成二十一年三月二十五日完了したので公告する。

福島県知事 佐藤 雄 平

平成二十一年五月十九日

福島県知事 佐藤 雄平  
(農村計画課)

公告第二百七十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について、平成二十一年五月一日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。  
平成二十一年五月十九日

- 一 測量地域 郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村、西白河郡矢吹町及び石川郡玉川村
- 二 測量期間 平成二十一年五月一日から平成二十二年三月三十一日まで
- 三 作業の種類 基本測量(基盤地図情報(標高・オルソ)作成作業)
- 二一 測量地域 福島県内全域
- 二 測量期間 平成二十一年五月十五日から平成二十二年三月三十一日まで
- 三 作業の種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)  
(技術管理課建設産業室)

公告第二百七十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。  
平成二十一年五月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 処分をした年月日 平成二十一年五月八日
- 二 被処分者
  - 1 商号 河端サッシ工業
  - 2 主たる営業所の所在地 いわき市内郷綴町金谷十九番地の一
  - 3 代表者の氏名 河端 一之
  - 4 許可番号 なし
- 三 処分の内容 建設業の営業の停止命令
  - 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
  - 2 期間 平成二十一年五月二十一日から同月二十七日までの七日間
- 四 処分の原因となった事実 河端サッシ工業は、建設業の許可がないにもかかわらず、いわき駅前地区第一種市街地開発事業施設建築物新築工事にかかる建具工事において、平成十九年一月十七日及び同年六月二十三日の両日合計一〇、四七九、〇〇〇円の工事を請け負った。このことは、建設業法第三条第一項の規定に違反し、同法第二十八条第二項第二号に該当

する。

(技術管理課建設産業室)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第三号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。  
平成二十一年五月十九日

福島海区漁業調整委員会  
会長 前田 幸徳

- 一 操業の承認 いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数五トン未満の船舶については、この限りでない。
- 二 承認の対象漁船 いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数三十トン未満とする。
- 三 操業期間 操業期間は、平成二十一年六月一日から平成二十二年一月三十一日までとする。
- 四 制限又は条件
  - 1 操業の禁止区域 次に掲げる海域での操業は、禁止する。  
双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深四十五メートル以浅の福島県の海域
  - 2 承認証の備付け及び標識の表示 操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。
- 3 操業の協定 操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

↑10センチメートル↓	↑
福島いかつり	↓
21第 号	↓
20センチメートル	↓

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十一年六月一日から平成二十二年五月三十一日までとする。

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十一年一月三十日付け定例第二千五百一十号中

三九	上	三	平成二十年六月十六日	平成二十年六月十二日
----	---	---	------------	------------

○平成二十一年三月三十一日付け定例第二千六百八十八号中

二二六	上	後ろから一七	平成二十一年一月十六日	平成二十一年一月十四日
-----	---	--------	-------------	-------------

○平成二十一年四月二十一日付け定例第二千七百七十四号中

二六七	下	一一二	平成二十一年三月二十七日	平成二十一年三月二十六日
-----	---	-----	--------------	--------------